

菜の花で 廻す、つなぐ

今年で発足4年目を迎える熊谷ナナイロプロジェクト。
遊休農地の解消法のひとつとして「菜種」を選択し、
メンバー全員が一丸となって
「栽培」「製造」「販売」「PR」に取り組んでいます。



特集

熊谷ナナイロプロジェクト

「菜種」に着目して活動を行っている熊谷ナナイロプロジェクトについて、概要や活動内容、商品等についてご紹介します！

ホームページ



なのはな油レシビ



熊谷ナナイロプロジェクトって何？

遊休農地の解消に向けて平成29年に始まった菜種栽培の活動を起点に、菜種の生産者と古くからの手法で油を搾り続ける製油会社がタッグを組み、県・市・農業委員会等の行政機関も参加して、令和元年にプロジェクトチームを発足させました。

「菜の花」が宿す歴史を再認識しつつ、満開の菜の花(景観)、油や蜂蜜(食料)、油粕(肥料)など、菜の花から生み出される資源を見つめ直し、付加価値を高める研究を通して市民を巻き込んだ普及活動を実践することにより、地域を盛り上げ、持続可能な経済循環を目指しています。

メンバー募集中！一緒に活動しませんか？

プロジェクトでは現在、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。興味のある方はぜひお声がけください！

こんな方、大歓迎！

- 菜種の栽培、研究に取り組んでくださる方
- 商品販売のノウハウを持っている方
- PRが好きな方や得意な方
- プロジェクトに興味がある方

問合せ先 農業振興課 ☎048-588-9987

菜種栽培のメリットは？

菜種は栽培が比較的容易で、一度播けば収穫までほとんど手がかかりません。

また、水田活用直接支払い交付金の内、産地交付金のメニューに含まれており、作付け(基幹作)で2万円、数量払いで60kgあたり8,000円の交付金が支払われます。

1年間のスケジュールは？

プロジェクトの令和4年度のおおまかな予定は以下のとおりです。

4月:会議①、菜の花開花

6月:菜種収穫

9月:会議②

10月:菜種播種、搾油

11月:当年度産なのはな油販売開始

2月:会議③

通年:販促・PR活動



熊谷市産菜種使用「なのはな油」販売中！

こだわりは何といっても「オール熊谷」。熊谷で栽培された菜種を使用し、熊谷の製油工場で搾られた、人にも環境にも優しいなたね油です。

3つのこだわり

地場産菜種

遺伝子組換えでない

化学合成薬品・食品添加物不使用

最近「アマニ油」や「エゴマ油」など様々な油が取り上げられていますが、中でもなたね油はもっとも栄養バランスが取れた植物油であると言われています。

さらに、本会で生産しているなのはな油は米澤製油株式会社が特殊な方法で製油しており、「揚げ物がカラッと揚がる」「胸焼けしにくい」と評判です。気になった方はぜひレシビをチェックしてみてください。

販売場所

JAくまがやふれあいセンター各店舗
埼玉県物産観光館「そびあ」 他

★熊谷ナナイロプロジェクトは、持続的な農業を目指すSDGsな取り組みです。

令和4年度 農林水産業予算

本市農業の発展のため、次のような予算編成をしました。そのトピックスを示します。

農業振興課

農業制度資金支援事業(11,943千円)

- 農業近代化資金の利用者に支払利子の一部(1%以内)を助成(市単独補助金:補助率10/10)
- 農業後継者育成資金利用者に支払利子の一部(3%以内)を助成(市単独補助金:補助率10/10)
- 農業後継者育成資金の原資となる資金をくまがや農業協同組合に預託

担い手育成支援事業(18,300千円)

- 個人の経営体が法人化した場合に1件当たり10万円を助成(市単独補助金:補助率10/10)
- 次世代を担う農業者になることに強い意欲を持つ認定新規就農者に新規就農者育成総合対策経営開始資金(年間150万円最長3年間)を支給(国庫補助金:補助率10/10)
- 人・農地プランに位置づけられた中心経営体が導入する農業用機械等経費の3/10以内(上限300万円)を助成(国庫補助金:補助率10/10)
- 人・農地プランに位置づけられた中心経営体から経営を継承した後継者が経営発展に関する計画に取り組む経費を助成(上限100万円)(国庫補助金:補助率1/2、市補助金:補助率1/2)

農地整備課

多面的機能支援事業(204,018千円)

- 農地だけでなく農道や水路の除草等保安全管理のための地域ぐるみの活動を支援します。

農地利用改善事業(4,800千円)

- 遊休農地を再生し5年以上の利用権を設定して耕作をする経営体に対し、10a当たり3万円の助成(市単独補助金:補助率10/10)
- 農地の有効活用のために、畦畔を除去し一体利用に協力した農地の出し手(所有者)に10a当たり1万円助成(市単独補助金:補助率10/10)

「総合戦略」農産物ブランド化推進事業(1,000千円)

- 「熊谷の顔」となる農産物と農産物加工品のブランド化を推進するため、生産・流通・消費につながる仕組みづくりを研究する生産者へ助成(農産物10万円・農産物加工品30万円)(市単独補助金:補助率10/10)



農業委員会事務局

農地利用最適化推進事業(3,900千円)

- 遊休農地解消のため、JAくまがやの「アグリサポート(草刈り事業)」と連携して管理農地へ復元し、担い手農家に結びつけるための除草費用の一部を補助します。

熊谷市経営継承・発展等支援事業

中心経営体から経営を継承した後継者が、経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援します。

下記の事業内容は、昨年度の内容となります。今年度の内容については、今後国から示される予定です。

補助対象者

中心経営体(※)の先代事業者(個人事業主又は法人の代表者)から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者(親子、第三者など先代事業者との関係は問いません)である者。

なお、昨年度は令和2年1月1日から経営発展計画の提出時まで主宰権の移譲を受けている方が対象者でした。
※中心経営体とは、人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者です。

補助上限

100万円

(国と市が2分の1ずつ負担)

補助対象経費

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

留意事項

本事業は、国庫補助事業のため国の採択が必要となります。当事業に関しては、農業振興課へご連絡ください。

◆農業振興課 ☎048-588-9990

★令和4年度農業関係の予算です。市の事業を積極的にご活用ください。

熊谷市賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり年額)は、以下のとおりとなっております。

賃借料を設定する場合は、対象農地の状況に合わせ、当事者間で十分に協議し、決定してください。

●1.田の部(10a当たり年額)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借(無償)	
熊谷	4,500円	8,000円	2,000円	288筆	289筆	50%
妻沼	5,500円	9,000円	1,690円	261筆	150筆	37%
大里	4,200円	6,000円	2,000円	139筆	210筆	60%
江南	4,700円	8,000円	2,000円	175筆	51筆	23%

●2.畑の部(10a当たり年額)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借(無償)	
熊谷	3,700円	5,000円	2,000円	60筆	163筆	73%
妻沼	6,700円	11,000円	2,480円	114筆	234筆	67%
大里	1,300円	4,000円	1,000円	85筆	60筆	41%
江南	2,500円	5,000円	1,810円	19筆	34筆	64%

※1 実際に締結した賃貸借契約(使用貸借を除き、物納支給は玄米価格で換算)の賃借料に関するデータによるものです。

※2 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※3 中間管理事業を利用した案件は、含んでおりません。

◆農業委員会事務局 ☎048-588-9985

熊谷青パイヤ研究会が発足!



1月26日熊谷青パイヤ研究会設立総会が開催され同研究会が発足しました。昨年、市内における青パイヤの普及活動を行ってきた熊谷青パイヤ栽培自主勉強会が発展的に改組され、今後、熊谷市における青パイヤ栽培の先導的役割を担っていきます。活動は栽培研究、販路開拓、広報宣伝、ブランド化研究ほか、会員募集中です。詳細は農業振興課までお問い合わせください。

◆農業振興課 ☎048-588-9987

★青パイヤ栽培がスタートします!

令和4年度 農作業受託標準料金表

【消費税込料金、単位：円】

区分	作業種目	単位	金額	備考
基盤整備済農地	耕 耘	10a当	6,000	1回耕耘
	畦 塗 り	片 面	4,000	1作業(100m基準)
	代 か き	10a当	7,000	
	機 械 田 植	10a当	9,000	苗運搬は別途料金 側条施肥の場合は3,000円増し
	水 稻 収 穫	10a当	18,500	自脱コンバイン 結束は2,000円増し
	麦播種(水稻直播)	10a当	6,000	播種のみ
	麦 収 穫	10a当	16,500	自脱コンバイン 結束は2,000円増し
未整備農地	麦 収 穫	10a当	16,000	普通型コンバイン(運搬込み)
	耕 耘	10a当	7,000	1回耕耘
	代 か き	10a当	8,000	
	機 械 田 植	10a当	10,000	苗運搬は別途料金 側条施肥の場合は3,000円増し
	水 稻 収 穫	10a当	20,000	自脱コンバイン 結束は2,000円増し
	麦 収 穫	10a当	18,000	自脱コンバイン 結束は2,000円増し

●その他の作業等

作業種目	単位	金額	備考
水 稻 育 苗	1箱当	750	成苗まで
収 穫 物 運 搬	10a当	2,500	粃・麦
粃 乾 燥 調 製	1kg当	30	小型乾燥機
麦 乾 燥	1kg当	30	小型乾燥機
麦 稈 収 集	10a当	6,000	ベラーボックス梱包(搬出込)
肥 料 散 布	10a当	3,500	肥料代別途
防 除	10a当	4,000	薬剤費別途
農 地 の 通 年 管 理	10a当	35,000~	

※この料金表はあくまでも目安です。実際に作業委託する場合は、双方で十分話し合いをしてください。
また、燃料費の高騰が続く場合は、応分の上乗せも話し合ってください。

熊谷市受託農業経営事業運営協議会【担当 農業振興課 ☎048-588-9990】



わら等の焼却防止及び 有効活用のお願い



わらは、大切な資源です。有効活用しましょう。

二毛作地帯では、わらを焼却すると地力が低下します。わらをすき込むなど堆肥化還元し、地力を高めましょう。
焼却により、市役所には、「洗濯物に臭いがつく」等の苦情が、多数寄せられます。

また、煙による視界不良が原因で、交通事故が起きてしまう恐れもあります。焼却を自粛していただき、やむを得ず焼却する場合は、事前に近隣住民へお声がけをするなどの周知をお願いします。

◆農業振興課 ☎048-588-9987

★わらを有効活用して、人と環境に優しい農業を推進しましょう。

第1回

農地中間管理事業を知ろう！

皆さんは、農地中間管理事業をご存じですか？“最近、よく耳にするけど詳しいことはわからない”という方も多いかもしれません。農地中間管理事業への理解を深めていただくため、4回にわたり事業の紹介をします。

農地中間管理事業とは？

現在、農地の貸借契約は、大きく分けて農地中間管理事業と農用地利用権設定の2種類あります。

大きな違いとして、農地中間管理事業では、①公的機関(埼玉県農林公社)が間に入ること、②地区ごとに賃料などの貸借条件が統一されていることです。この仕組みにより、耕作地の集積・集約化が進み、効率化が図られ、将来に向けて農地が維持されていくことを目的としています。

農地中間管理事業と農用地利用権設定の違い

(1)農地中間管理事業



(2)農用地利用権設定



	農地中間管理事業	農用地利用権設定
賃貸借料・期間	統一	相対で決める
物納	不可(金納のみ)	可
耕作者が リタイヤ等した時	中間管理機構が最長2年間、 農地を管理し、次の耕作者を探します	所有者が次の耕作者を探 することとなります

注)農地中間管理事業では、統一した貸借条件を設定する必要があるため、地区を設定し、事業を進めています。現在までに15地区で実施しています。

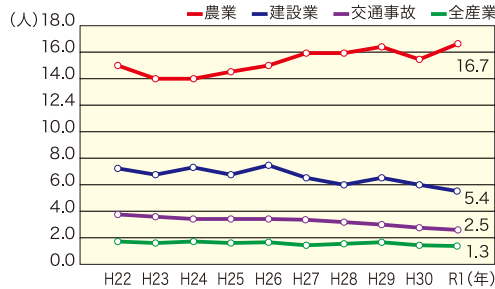
◆農業振興課 ☎048-588-9990

農作業中の事故を防止しましょう

トラクター等の整備不足や操作ミスが
転落・横転・追突の事故を引き起こします

農林水産省の最新の調査データによると、近年300人前後の方が農作業中の事故で亡くなっています。グラフからもわかるように、農作業中の死亡事故は一般交通事故の約7倍、建設業の約3倍にも及びます。農機事故を未然に防ぐために備えるべき機器(ランプ等)や操作時の安全確認と予防対策をもう一度考えてみましょう。

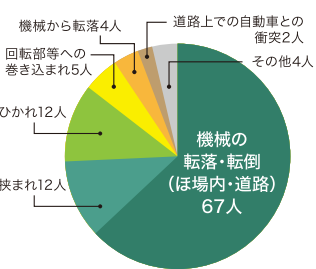
■10万人あたり事故死者数の推移



出典：死亡者数 農作業死亡事故調査(農林水産省)、死亡災害報告(厚生労働省)
就業人口 農林業センサス、農業構造動態調査(農林水産省)、労働力調査(総務省)

安全確認と予防対策で公道での農機による死亡事故を防ぎましょう！(令和3年3月)(農林水産省)を加工して作成

■原因別の農業機械作業に係る
死亡者数 (令和元年乗用型トラクター、農用運搬車)



出典：農作業死亡事故調査(農林水産省)

機械操作中に、もうちょっとで手が巻き込まれるところだったなど、ヒヤリとしたことはありませんか。

そのヒヤリが重大事故につながる前に 点検の時は必ずエンジンを止めて 防ごう 農作業中の事故

重大事故を防ぐために日頃から小まめな点検を行い、慣れた作業でも安全確認を必ず行うなどの対策をとるとともに、ミスの無いようしっかり体調を整えるなどの配慮も重要です。しかし人にミスはつきものです。ミスをした時に重大事故につながらないように、点検時はエンジンを切る、シートベルトを締めるなど万が一に備える心構えが常に必要です。

今日も安全に農作業！出発前にチェックしましょう。✓

- 睡眠を十分とるなど体調管理をしっかりし、適切な休憩をとるよう作業計画をたてた。
- 作業時間や内容などを家族に伝えた。
- 利用する農業用機械の取扱いについて今一度確認し、事前に点検をおこなった。
- ほ場までの往復について交通量の少ない時間に移動するようにした。
- シートベルトやヘルメット、手袋など危険防止に配慮した。
- ほ場への出入りについて広さや角度など安全に配慮をした構造とした。

◆農業委員会事務局 ☎048-588-9985

★春作業の季節です。安全作業で、無事に帰るまでがお仕事です。

こちらは大里農林振興センターです

食品に関する法律の改正がありました！

★令和3年6月の改正食品衛生法の完全施行により、許可業種の見直し・届出制度の創設、HACCPの考え方に基づいた衛生管理の義務化等の改正がありました。

1 許可・届出について

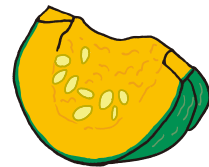
採取業の範囲とみなされる以下のものは、農業活動内で行えます。

- ・野菜等を4分割・8分割等した後ラップ等で包装。
- ・農家(生産者団体)が自ら生産した農産物を原材料とした乾物(干芋など)の製造。
- ・加工業者への販売を前提とした皮むきや塩蔵などの一次加工。
- ・精穀、精穀した穀類のパック詰め

届出が必要なもの(以下は保健所にご相談ください)

- 上記の内容でも、業として請負う(他者が生産した物を扱う)場合。
- 茹で野菜、千切り、カット野菜等の加工(消費の利便性のために行う調理や切断)。
- もち、ジャム類、ドレッシングの製造等。

(なお、乾燥野菜もJAS法による食品表示の対象です。表示をお忘れなく。)



2 農産物の加工をしている方へ

食品の加工者は、食中毒等健康被害を起こす危険性のある危害要因を工程ごとに管理し、安全を確保しましょう。消費者庁WEBサイトで製造する食品ごとに業界団体の作った手引書が公開されており、問題が起きやすい工程や対策を確認できます。参考にしてください。

食品等事業者団体が作成した業種別手引書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00001.html

例：【小規模な干しいも製造事業者向け】 など

★令和4年4月1日に改正食品表示法が完全施行され、全ての加工食品に原料原産地表示が必要となります。

3 加工食品の原料原産地表示が義務化されます！

平成29年に食品表示法の食品表示基準が改正され、経過措置期間が終了します。令和4年4月からは、みそ、豆腐、そうざい、菓子など輸入品以外のあらゆる加工食品に原料原産地表示が必須となります。食品を製造・販売されている方は今一度ご確認をお願いします。

4 対象になる加工食品の表示例

国内で製造されたすべての加工食品が対象です。農業者の方が自ら生産した農作物を使った加工食品も対象となります。原料原産地表示が必要となるのは、加工食品の原材料の内、重量割合が1番高いものです。(農産物漬物など、一部例外があります)

原材料が生鮮食品の場合はその産地を、加工食品の場合はその製造地を表示します。

原料原産地表示は、原材料名欄に記載するか原料原産地名欄を設けるかの二通りあります。

5 食品表示の方法や制度について知りたいとき

今回の制度改正の他にも、食品表示には様々なルールが定められています。食品表示を見直す際は、消費者庁HPの「食品表示法等(法令及び一元化情報)」をご確認ください。また、農林水産省のHP「加工食品の原料原産地表示制度」では、新たな原料原産地表示制度の考え方の整理とマニュアルが掲載されています。こちらも併せてご確認ください。

食品表示(原材料など)について相談がある場合は、大里農林振興センターまでご相談ください。

◆管理部地域支援担当 ☎048-523-2812 ◆農業支援部新規就農・法人化担当 ☎048-526-2210

よもやま話



海外視察旅行に参加して

農業委員 塚田 修

私は、平成10年春に海外農林業の視察の旅に出発し、研修仲間とともに目的地であるオーストラリアのワガワガというシドニーより小型飛行機で1時間程の東海岸側に降り立ちました。飛行場は、町というより村の中にあるようなひっそりとした飛行場でした。現地の案内人として世界有数の穀物メジャーの現地法人の役員2名が大きな車2台で出迎えに来てくれました。

飛行場より車で10分程の大農場で大きな穀物収穫機で小麦の刈取りをしていました。また、近くの道路には20トントレーラー 2台が待機しており、刈取りが終わるとピストン輸送して大型カントリーへの搬入をしていました。まさに、スケールの大きさと耕作地の広さが良くわかる例としてコンバインが小指の先の大きさになるまで遠くへと刈取り作業を進めていき、またその機械

が戻ってくる状況はまさに日本の熊谷地方では考えられない事で度肝を抜かれました。

翌日には、大規模放牧場へと案内が進み、1農場約5,000頭の牛が放牧され、それが5農場あり、スケールの大きさにびっくりしました。牛舎はなく、電気柵内に放牧され牛体重を計測する為のハウスがあるのみで全天候型で肥育されていました。

約2年間はグラスで肥育し、その後8カ月はグリーンで肥育します。飼料は、蒸し小麦、麻の実、発酵ふすまとコーンを配合して大型ダンプトラックで給飼をしてトラックのオペレーターと5人で5,000頭を飼育していました。まさに、日本での生産方式とはまるで違っているのにも驚きました。日本の将来の農業の手本になると思われる見学をし、大変参考になりました。

帰りにはシドニーに戻り、シドニーオリンピックで女子マラソンの高橋尚子選手が優勝した場所ということで、日本の旅行客など多くの人に会うことが出来ました。

人口が少なく、資源豊富な国としても参考となりました。

農業者年金制度が改正されます

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります(令和4年4月1日から)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満 特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます(令和4年5月1日から)

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

農業者年金の内容やご相談については、右記へお問い合わせください。 ◆農業委員会事務局 ☎048-588-9985

編集後記

春の気配も整い動植物も活動の時期を迎え、我々もこの一年の計画を胸に精力的に活動する時期となりました。

さて、このたび関係各位のご協力を頂き「くまがや農委だより」第68号を発行する運びとなりました。前号より新しいレイアウトとなり読者の方から高評価をいただいたと伺い編集委員の一員として大変うれしく思うとともに、身の引き締まる思いを感じました。引き続き皆様のご期待に添えるよう取り組みたいと思いますのでご愛読いただければ幸いです。(編集副委員長 中嶋 儀臣)

編集委員

- | | | | |
|-----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 森田 | 豊 |
| 副委員 | 長 | 中嶋 | 儀臣 |
| 委員 | | 福島 | 清一 |
| 委員 | | 石井 | 芳夫 |
| 委員 | | 栗原 | 一森 |
| 委員 | | 吉田 | 正己 |
| 委員 | | 柿沼 | 憲雄 |
| 委員 | | 林 | 和弥 |
| 委員 | | 木部 | 富次 |
| 委員 | | 夏目 | 亮一 |